

<p>(23) 貸付金の利用実績に応じて貸付金額、方法を見直すべきもの</p> <p>(しいたけ原木確保資金)</p> <p>貸付金の根拠となる借入申請書の計画数量により貸し付けているが、原木仕入れ額、オザ粉等仕入れ資金としての利用実績は、12年度は59%、13年度</p>	<p>(23) 貸付金の利用実績に応じて貸付金額、方法を見直すべきもの</p> <p>(しいたけ原木確保資金)</p> <p>平成14年度分実績報告より、原木等の利用実績を記載することにより、利用実績が把握できるようにした。また、平成15年度分貸付から、県森</p>	<p>(24) 不動産担保等による物上保証を確保すべきもの (県産材流通活性化資金)</p> <p>県と取り交わされている信用証書第6条に基づき、県森連の理事3名が個人として連帯保証しているが、物的担保をとっていない。資金の範囲は営業全般にわたるもので多額であり、現在の経済変動の激しいときには、債権保全のための貸付先の不動産担保等による保全、あるいは連帯保証人の所得財産証明額等の入手により、連帯保証人の適格性について検討するようにしたい。</p>	<p>(25) 合理化計画の策定が形式的であるもの (木材産業等高度化推進資金)</p> <p>合理化計画の認定の際に、中小企業診断士に意見を聴き、より現実にとつた計画を作成するよう指導していく。</p>
<p>(22) 貸付制度の抜本的な変革が必要なもの</p> <p>(分収育林事業資金)</p> <p>林業公社がおこなう分収育林事業(緑のオーナー制度)に対し、年間60万円ほどの貸付を行っており、少額ではあるが、公社造林推進事業資金と同様な問題がある。</p>	<p>(22) 貸付制度の抜本的な変革が必要なもの</p> <p>(分収育林事業資金)</p> <p>分収育林事業(緑のオーナー制度)の巡視管理費用として必要な資金であり、直ちに制度自体を廃止することはできないが、さらなる森林管理手法の見直しを検討するなかで、借入金の縮減に努める。</p> <p>また、公社造林推進事業資金同様、制度の変革を含め、検討を進めていく。</p>	<p>(24) 不動産担保等による物上保証を確保すべきもの (県産材流通活性化資金)</p> <p>県と取り交わされている信用証書第6条に基づき、県森連の理事3名が個人として連帯保証しているが、物的担保をとっていない。資金の範囲は営業全般にわたるもので多額であり、現在の経済変動の激しいときには、債権保全のための貸付先の不動産担保等による保全、あるいは連帯保証人の所得財産証明額等の入手により、連帯保証人の適格性について検討するようにしたい。</p>	<p>(24) 不動産担保等による物上保証を確保すべきもの (県産材流通活性化資金)</p> <p>貸付額が多額であることから、県森連の所有地に根抵当権を設定し、連帯保証人と併せて債権保全につとめることとする。</p>
<p>(22) 貸付制度の抜本的な変革が必要なもの</p> <p>(分収育林事業資金)</p> <p>林業公社がおこなう分収育林事業(緑のオーナー制度)に対し、年間60万円ほどの貸付を行っており、少額ではあるが、公社造林推進事業資金と同様な問題がある。</p>	<p>(22) 貸付制度の抜本的な変革が必要なもの</p> <p>(分収育林事業資金)</p> <p>分収育林事業(緑のオーナー制度)の巡視管理費用として必要な資金であり、直ちに制度自体を廃止することはできないが、さらなる森林管理手法の見直しを検討するなかで、借入金の縮減に努める。</p> <p>また、公社造林推進事業資金同様、制度の変革を含め、検討を進めていく。</p>	<p>(24) 不動産担保等による物上保証を確保すべきもの (県産材流通活性化資金)</p> <p>県と取り交わされている信用証書第6条に基づき、県森連の理事3名が個人として連帯保証しているが、物的担保をとっていない。資金の範囲は営業全般にわたるもので多額であり、現在の経済変動の激しいときには、債権保全のための貸付先の不動産担保等による保全、あるいは連帯保証人の所得財産証明額等の入手により、連帯保証人の適格性について検討するようにしたい。</p>	<p>(25) 合理化計画の策定が形式的であるもの (木材産業等高度化推進資金)</p> <p>合理化計画の認定の際に、中小企業診断士に意見を聴き、より現実にとつた計画を作成するよう指導していく。</p>
<p>球温暖化防止への貢献など、環境林としての役割発揮が強く求められている。このため、公社においても、経済林としての育成に加え、造林地の立地条件に応じて、公益的な機能をより高度に発揮させるため、多様な森林の整備を推進していくことが重要になる。環境林への位置づけの論議が全国的な広がりをみせる今日、森林の有する多面的機能を発揮させる観点から公社が実施する造林事業の重要性を踏まえ、更なる公社に対する支援策を国に働きかけるとともに、公社経営の抜本的な改善と借入金の軽減が図られるよう、制度の変革を含め検討を進めていく。</p>	<p>は、44%と低く、未利用の資金は、各森林組合の運転資金として利用されている。また、貸付方法についても、利率の違いをもって、特用林産協会、県森連と二重の段階を踏むのは非効率である。よって、貸付金の利用計画と実績の報告の内容を、実態に合わせることも、利率の見直しを含め、貸付の方法等を見直されたい。</p>	<p>連の経由を廃止し、特用林産協会から各森林組合へ直接貸し付けとした。利率については、見直しの方向で関係者と調整を行っている。</p> <p>(県→特用林産協会→各森林組合)</p>	

<p>に合致するように作成する結果となる。国の制度の趣旨を考慮し、木材産業者が、現実にとった経営を円滑に行えるように申請の基礎となり、かつ弁済の基礎となる経営計画申請手続きを検討されたい。</p>	<p>この制度は、間伐の推進、能率的な技術の導入などを助長する資金で、対象経費が細分化されており、国が指定した資金メニューに合致した場合に貸し付けられる資金のため、需要者のニーズに合わない資金は利用されなかつた。利用されない原因を究明し、その利用促進の方法を検討されたい。借入証書に法人代表者の記入の無いものがあり、契約書の作成に十分注意を払うべきものである。</p>	<p>この制度は、間伐の推進、能率的な技術の導入などを助長する資金で、対象経費が細分化されており、国が指定した資金メニューに合致した場合に貸し付けられる資金のため、需要者のニーズに合わない資金は利用されなかつた。利用されない原因を究明し、その利用促進の方法を検討されたい。借入証書に法人代表者の記入の無いものがあり、契約書の作成に十分注意を払うべきものである。</p>	<p>この制度は、間伐の推進、能率的な技術の導入などを助長する資金で、対象経費が細分化されており、国が指定した資金メニューに合致した場合に貸し付けられる資金のため、需要者のニーズに合わない資金は利用されなかつた。利用されない原因を究明し、その利用促進の方法を検討されたい。借入証書に法人代表者の記入の無いものがあり、契約書の作成に十分注意を払うべきものである。</p>
<p>(26) 利用実績のない貸付金について利用の向上を図るべきもの (林業改善資金)</p>	<p>(26) 利用実績のない貸付金について利用の向上を図るべきもの (林業改善資金)</p>	<p>(26) 利用実績のない貸付金について利用の向上を図るべきもの (林業改善資金)</p>	<p>(26) 利用実績のない貸付金について利用の向上を図るべきもの (林業改善資金)</p>
<p>(27) 制度の広報等の見直しを図るべきもの (林業就業促進資金)</p>	<p>(27) 制度の広報等の見直しを図るべきもの (林業就業促進資金)</p>	<p>(27) 制度の広報等の見直しを図るべきもの (林業就業促進資金)</p>	<p>(27) 制度の広報等の見直しを図るべきもの (林業就業促進資金)</p>
<p>(28) 貸付率が低く、貸付制度を見直すべきもの (母子寡婦短期援助資金)</p>	<p>(28) 貸付率が低く、貸付制度を見直すべきもの (母子寡婦短期援助資金)</p>	<p>(28) 貸付率が低く、貸付制度を見直すべきもの (母子寡婦短期援助資金)</p>	<p>(28) 貸付率が低く、貸付制度を見直すべきもの (母子寡婦短期援助資金)</p>
<p>(29) 回収に努力すべきもの (母子・寡婦・父子福祉資金)</p>	<p>(29) 回収に努力すべきもの (母子・寡婦・父子福祉資金)</p>	<p>(29) 回収に努力すべきもの (母子・寡婦・父子福祉資金)</p>	<p>(29) 回収に努力すべきもの (母子・寡婦・父子福祉資金)</p>
<p>(30) 回収不能なものは不納欠損処理すべきもの</p>	<p>(30) 回収不能なものは不納欠損処理すべきもの</p>	<p>(30) 回収不能なものは不納欠損処理すべきもの</p>	<p>(30) 回収不能なものは不納欠損処理すべきもの</p>

<p>きもの(母子・寡婦・父子福祉資金) 母子寡婦福祉資金の未収金について、不納欠損処理が行われていない。状況を精査し、回収不能なものは、不納欠損処理を行うべきである。</p> <p>(31) 制度及び貸付金額を検討すべきもの (国民健康保険 診療報酬支払資金貸付金) 各保険者(市町村)が、国民健康保険診療報酬の支払いに支障をきたした場合に、連合会が保険者に代わって立替払いすることになっている。 当該立替払いの原資として、県から連合会に1億円貸し付けられている。しかし、最近10年間は立替払いの実績はないので、制度そのものを廃止する方向で検討されたい。</p> <p>(32) 貸付契約が申請より早いので申請について見直すべきもの (民間社会福祉施設振興資金貸付金) 貸付契約は毎年4月1日であるが、山梨県社会福祉協議会からの申請は6月以降となっており、制度貸付の目的性や有効性の判断の前に貸し付ける形となっている。平成14年度から改正されているが、申請即貸付となるので、適切な審査の時間が確保されるよう申請日を見直すべきである。</p> <p>(33) 制度貸付の目的が達成されていないこと</p>	<p>きもの(母子・寡婦・父子福祉資金) 未収金の不納欠損処理については、全庁的な対応の中で「債権管理カイブライオン」に基づき、適切な事務処理を行っていることとした。</p> <p>(31) 制度及び貸付金額を検討すべきもの (国民健康保険 診療報酬支払資金貸付金) 当貸付制度は、創設から44年を経過し、現在では市町村において資金管理を確実に行うようになってきており、貸付金を利用する事態に至る可能性は低くなっている。また、貸付先の国保連合会においても貸付金を利用する可能性は低いと考えている。 このことから、制度創設時の目的は達成したものと考え、平成16年度から制度を廃止することとした。</p> <p>(32) 貸付契約が申請より早いので申請について見直すべきもの (民間社会福祉施設振興資金貸付金) アンケートの実施により資金の必要性を把握した上で県社協と原資貸付の契約を締結し、運営委員会の審査決定をへて県社協よりその都度必要額を申請することとした。</p> <p>(33) 制度貸付の目的が達成されていないこと</p>	<p>(民間社会福祉施設振興資金貸付金) 山梨県社会福祉協議会への貸付金は毎年3千万円であるが、未執行額が多く、慢性的に必要な額以上の金額を無利子で貸し付けていることになる。毎期の貸付額の見直し、または制度自体の見直しが必要である。</p> <p>(34) 貸付制度を検討すべきもの (高齢者居室等整備資金及び 重度心身障害者居室等整備資金) 他の融資制度(住宅金融公庫、県社協の生活福祉資金等)を利用した貸付に利用者が流れているため、最近2年間は利用実績がない。 また、県社協の生活福祉資金に比べて、融資決定の迅速性、保証人の人数及び条件、市町村の利子補給の面で使い勝手が悪く、今後の利用があまり見込めないため、制度そのものの必要性を検討することが必要である。 なお、平成13年度の政策アセスメントにおいて、2年間(平成14、15年度)の経過をみて、上記県社協の生活福祉資金への統合等を検討中である。</p> <p>(35) 条例の遵守が必要と認められるもの (高齢者居室等整備資金及び 重度心身障害者居室等整備資金) 条例では連帯保証人2名の要件は申</p>	<p>(民間社会福祉施設振興資金貸付金) 民間社会福祉施設で、資金の必要性を知る上でアンケート調査を実施し、貸付金の必要額を把握する中で、県社協と原資貸付の契約を締結した。 貸付については、県社協が貸付に必要になった時点で、(運営委員会の貸付審査の決定後)その都度必要額を申請することとした。 今後も資金需要を踏まえた上で検討を行うっていく。</p> <p>(34) 貸付制度を検討すべきもの (高齢者居室等整備資金及び 重度心身障害者居室等整備資金) 平成15年中に貸付実績があったことから、事務手続きの簡素化、制度の周知等を行うことにより、利用者の増加を図ることとする。 今後、資金の利用状況や高齢者及び障害者の住宅改修の実態をみた上で、高齢者及び障害者住宅対策の在り方の中で再度検討する。</p> <p>(35) 条例の遵守が必要と認められるもの (高齢者居室等整備資金及び 重度心身障害者居室等整備資金) 条例どおり、同一市町村内に居住す</p>
--	---	---	---

<p>請者と同一の市町村に居住するものと規定している(第5条2項3号)。しかし、運営上非常に厳しい条件であるため、申請者と同一市町村居住にかかわらず、2名の連帯保証人がいれば連帯保証人の要件は満たしているものとしている。条例の遵守が必要である。</p> <p>また、条例では借受者が償還期日までに返還しないときは、延滞元金につき年10%の割合をもって延滞利子を徴収すると規定している(第9条)。しかし、現実には延滞が生じた場合でも未だ延滞利子を徴収したことがない。条例の遵守が必要である。</p> <p>なお、「借受者が災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、貸付金の償還が困難になったと認めるときは、償還を猶予することができる」(条例第10条)及び「借受者が死亡した等の場合であって貸付金の償還が著しく困難になったと認めるときは、未償還の全部又は一部を免除することができ」(条例第11条)ので、これらの規定を弾力的に適用することも検討されたい。</p>	<p>る2名を連帯保証人とし、平成15年度貸付申請分から対応済みである。</p> <p>従来の債権管理については、滞納者及び連帯保証人に対してヒアリングを行い、その中で債務承認書を提出してもらうなどして実施していた。</p> <p>また、経済的な理由など、やむを得ない事情により滞納しているケースも認められたため、正式な猶予手続きは行わなかったものの、福祉的な配慮もあり実質的に償還の猶予を行い、延滞利子は徴収しない取り扱いをしてきた。ただし、全部が経済的に困窮しているなどやむを得ない理由で滞納しているとは限らないので、現在の滞納者全員の状況確認を行い、特に悪質な理由で滞納している者(特に理由もなく滞納している者で、こちらの再度の支払い請求に理由なく応じない者など)に対しては、延滞利子を徴収することを検討する。</p> <p>さらに、今後は長期滞納の可能性がある者に対して早めに状況を確認し、必要に応じて償還免除、猶予の規定を適用し、延滞利子が発生しないよう努力する。</p> <p>なお、正当な理由なく滞納している者については、延滞利子の徴収を実施していくこととする。また、貸付申請時にも延滞利子をはじめ制度の内容についてよく周知することとし、制度の円滑な運用が図れるよう努める。</p>	<p>もの</p> <p>(高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金)</p> <p>既存の借入書は旧利率が印刷されているため、現行の利率に変更するにあたり修正シートで消した後に記入しているが、適正な借入書を用意すべきである。</p> <p>(37) 竣工後の同居の事実を確認すべきものの</p> <p>(高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金)</p> <p>県条例3条において高齢者と同居するものとは、竣工後すみやかに同居することを意味しているため、竣工後は住民票の提出により同居の確認を行うことが適切である(平成8年11月14日付け長第6-27号県厚生部長通知)とされている。しかし、融資の実行に際しては、融資条件を満たしているか現地確認が原則であるが、現状では住民票等による同居の確認も行われていないので、少なくとも住民票による同居の確認は行うべきである。</p>	<p>もの</p> <p>(高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金)</p> <p>平成15年度貸付分から適切に処理している。</p> <p>(37) 竣工後の同居の事実を確認すべきものの</p> <p>(高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金)</p> <p>平成8年11月14日付け県厚生部長通知にて「住民票で確認することが適切である」とされているので、平成15年度貸付分から対応する。</p> <p>(38) 滞納貸付金元金・貸付利子の回収に一層努めるべきもの</p> <p>(高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金)</p> <p>債権管理については、引き続き、台帳整備、滞納者面談等を行い、適切な管理に努める。</p> <p>また、不納欠損の手続きについては</p>
<p>(36) 借入書の利率訂正を適正に行うべき</p>	<p>(36) 借入書の利率訂正を適正に行うべき</p>	<p>(38) 滞納貸付金元金・貸付利子の回収に一層努めるべきもの</p> <p>(高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金)</p> <p>債権管理については、債権管理台帳(居室整備貸付金償還状況表)において管理され、督促等も行っている。保証人</p>	<p>(38) 滞納貸付金元金・貸付利子の回収に一層努めるべきもの</p> <p>(高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金)</p> <p>債権管理については、引き続き、台帳整備、滞納者面談等を行い、適切な管理に努める。</p> <p>また、不納欠損の手続きについては</p>

<p>(39) 適切な台帳管理による残高管理を行うべきもの (山梨県看護職員修学資金) 貸付相手先別の残高一覧表を作成していないため、貸付残高のうち、返還義務者に対し返還要請すべきもの、返還免除となり貸付金から落とすべきものなどの内訳が総括的に確認できない。 貸出相手先別明細等の台帳を作成し、貸出先全件について在学証明、就業証明等でチェックし、洩れなく返還免除、返還要請の手續きを取るべきである。</p>	<p>(39) 適切な台帳管理による残高管理を行うべきもの (山梨県看護職員修学資金) 指摘を踏まえ、在学中、就業中、返還中、貸与総額、貸付残高等を記載した貸出相手先別の残高一覧表の作成を進めており、それをもとに、返還猶予申請、返還免除申請、返還計画書の提出等の手續きを行っていない者について、在学証明書、就業状況届等を提出させ、該当する手續きを行うよう督促するなど、適切な台帳管理による残高管理に努めている。</p>	<p>調査票を作成し回収に努めているが、一層の滞納債権の回収に努めるべきである。 また、本人死亡及び保証人所在不明債権については不納欠損の手續きを検討することも必要である。</p>
<p>(40) 住宅供給公社事業資金貸付のあり方につき検討すべきもの (住宅供給公社事業資金貸付金) 公社の分譲資産については、簿価による販売が原則であったことから、県は公社に対して販売促進のための簿価抑制を目的とした事業資金の貸付を行っているが、地方住宅供給公社法施行規則の一部改正により、平成15年4月1日からは原則として市場価格で販売することとなるので、この貸付金の目的、金額を含めて、そのあり方を検討すべきである。</p>	<p>(40) 住宅供給公社事業資金貸付のあり方につき検討すべきもの (住宅供給公社事業資金貸付金) この貸付金について、その目的、金額、公社の財政状況及び保有分譲資産の状況等を含めてそのあり方の検討を行った結果、公社においては、本年度より保有分譲資産の市場価格による販売を実施しているが、この貸付金による分譲事業借入資金に対する利息軽減効果を考慮すると、公社の財政上大きな負担軽減となるため、その販売がまま程度進むまでの期間は、現行のまま</p>	<p>未償還金の整理、滞納者の状況把握に努める中で、各事例について個別に検討していく。</p>
<p>(42) 市町村の貸出しの運営管理等に検査を行うべきもの (住宅新築資金等原資貸付金) 市町村の報告によると、償還計画額33億8,700万円に対し、滞納額が16億1,600万円であり、償還率は52%となっている。 貸付要領第13によると「知事は必要があること認めるときは、資料の提出を求めることができるほか、運営及び管理等について随時検査することができる」とされているので、制度貸付の有効性を検証するためにも報告を受けるのみならず、県は市町村の貸出しの運営管理等について検査を行うことが望ま</p>	<p>(42) 市町村の貸出しの運営管理等に検査を行うべきもの (住宅新築資金等原資貸付金) 市町村からの報告を聴取する中で必要があるときは、検査を行っていく方針である。</p>	<p>(41) 住宅新築資金等の償還手続きの公平性を確保すべきもの (住宅新築資金等原資貸付金) 市町村が貸付窓口になっているため、県は回収リスクを負わないとしている。よって、債権管理については市町村によって区々な対応に流れやすく、その取扱いに差が生じることがありうる。また、平成16年3月31日には貸付事業も廃止され、専ら貸付金の償還の事務処理を行うこととなる。 したがって、各市町村の今後の取り組みについての情報収集をはじめ債権確保における公正性及び公平性の確保の見地からする調整等については、県の特段の配慮が期待される。</p> <p>(41) 住宅新築資金等の償還手続きの公平性を確保すべきもの (住宅新築資金等原資貸付金) 市町村の取り組み状況を把握のうえ、公正・公平のための調整を図っていく方針である。</p> <p>とすることとした。</p>